

められることが多いいためである。

以上をまとめると次のようになる。

すなわち、①一般に、後見事務報告書の提出間隔はおよそ1年と理解されているが、実際の提出間隔はおよそ9カ月である、②これは、後見開始日から報告1回目までの提出間隔が相対的に非常に短くなっていることが主な原因である、③その理由としては、特に第三者後見において、後見開始直後に裁判所から初回報告書の提出を求められる場合が多いことによる、④これに対し、第2回報告以降の提出間隔は約1年1カ月（393日）となっており、一般的な理解にほぼ合致している。

図9-3 回数別報告書提出間隔

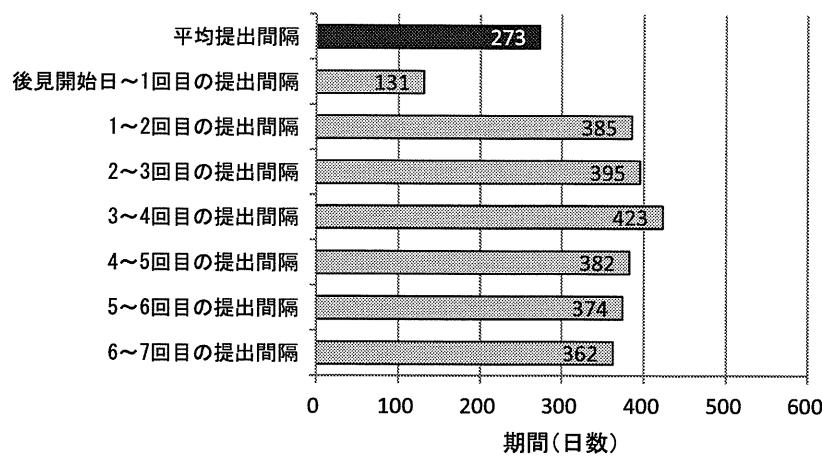
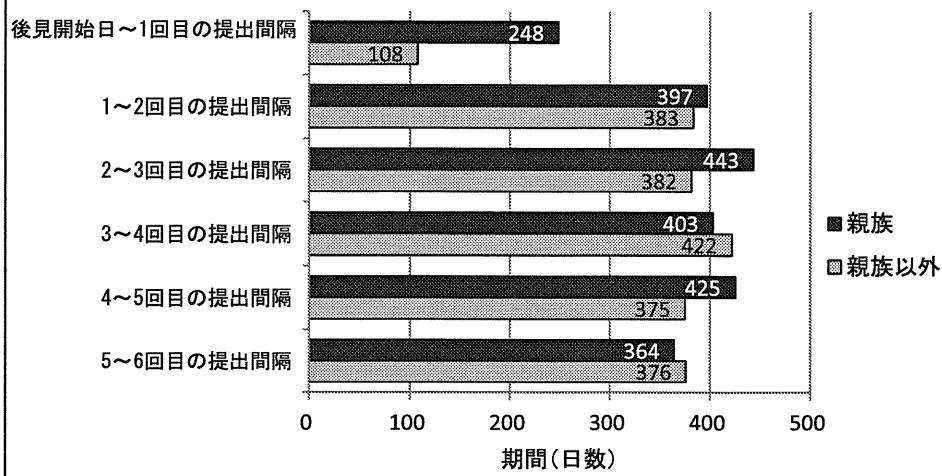


図9-4 回数別報告書提出間隔(業態別)



10. 本人の資産の状況

(1) 保有資産の金額と推移

本人が保有する資産の状況について概観する。

まず、本人が保有している資産の全般的な状況について見てみる。

その際、日本の高齢者世帯（被後見人と生活状況が比較的類似していると考えられる世帯として、ここでは無職（あるいは主な年間収入が年金等である世帯）の高齢者を対象としたい）と比較しつつ検討してみたい（表 10-1）。

表10-1 高齢者世帯（無職）と被後見人世帯の平均資産の比較

	高齢者世帯 (無職) (万円)	被後見人世帯 (万円)
総資産（注）	4,418	2,921
金融資産	1,983	2,215
不動産	2,494	702

（注） 総資産に耐久消費財は含まれていない

被後見人等の世帯が保有している平均的な資産を見ると、金融資産が約 2 千 2 百万円、不動産が約 700 万円で、総資産が約 2 千 9 百万円である。一方、日本の高齢者世帯（無職）（「主な年間収入が年金等である 2 人以上の世帯」）が保有する平均資産額は、金融資産が約 2 千万円、不動産が約 2 千 5 百万円で、総資産が約 4 千 4 百万円となっている（総務省、「全国消費実態調査（2009 年）」）。

このように被後見人世帯の金融資産は、高齢者世帯（無職）に比べて 1 割ほど多いが、他方、不動産は高齢者世帯（無職）の約 3 割ほどに過ぎず、結果として総資産は高齢者世帯（無職）の 7 割以下にとどまっている。以上のように、両者の保有資産額の間に少なからぬ違いがみられるのは、主に被後見人世帯の次のような特徴に起因するところが大きいと考えられる。その特徴とは、①平均年齢が高い、②女性の比率が高い、③健康状態がすぐれない人が多い、④就労が困難な人が多い、⑤不動産売却が必要とされる機会（施設入居費等の費用を賄う必要性）が多い、というものである。

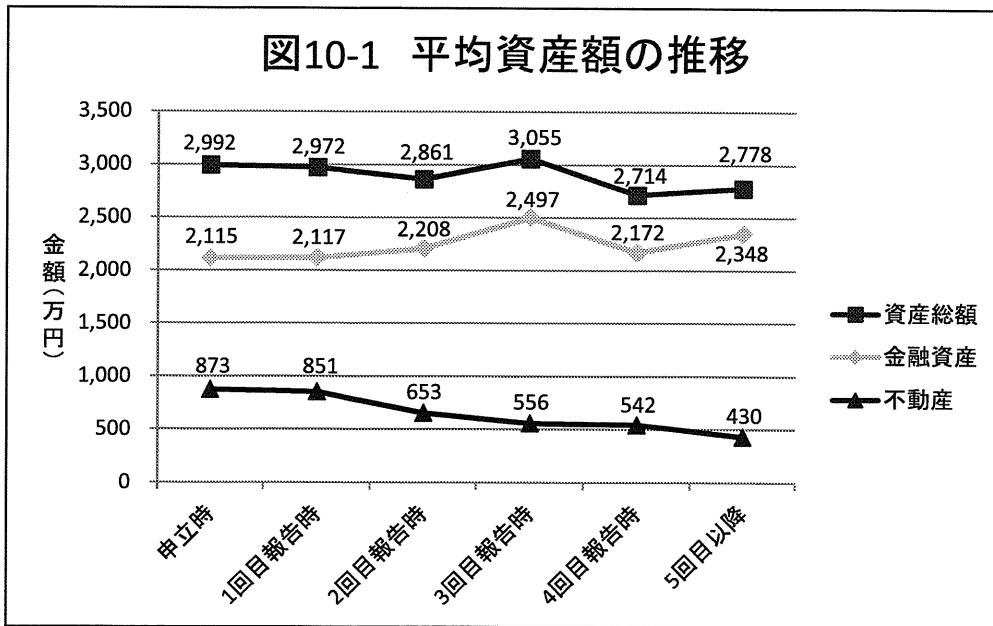
次に、本人の保有資産額の推移（後見開始後の変化の状況）について見てみる（図 10-1）。

後見開始申立時における本人の平均的な資産の総額は約 3 千万円であり、うち金融資産が約 2 千百万円、不動産が約 9 百万円であった。そして後見等が開始された後に、この資産総額はトレンドとして若干減少していく傾向にあり（事務報告毎の平均変化率¹ = - 1.5%）、5 回目以降の後見事務報告時においては、申立時から 1 割弱減少して約 2 千 8 百万円となっていた。この総資産を構成する諸要素（金融資産と不動産）のうち、金融資産は、申立時から第 5 回報告以降にかけて 1 割強ほど増加して約 2 千 3 百万円になり、逆に不動産は同期間の間におよそ 5 割減少して 430 万円になっていた。

このように後見が開始された後、本人が保有する不動産の資産額が大幅に減少する一方で、金融資産は逆に増加しており、結果として全資産はわずかに減少している。その要因としては、後見開始後に、本人の施設入居資金や生活費への充当などの目的から、本人の保有不動産の売却が行われるケースが多いことが挙げられる。この点につき、特に 2、3 回目の報告時に不動

1 ここで平均変化率とは、平均成長率（CAGR）や変化率の幾何平均と同じ概念である。具体的には、各後見事務報告時において、本人の資産が前回報告時と比べて増減した割合を幾何平均したものである

産の売却等が行われるケースが多く、それゆえこの時期に不動産保有額が大きく目減りする一方で、その売却益により金融資産が大きく増加する結果となっている（1～3回目の報告にかけての不動産変化率=−35%、金融資産変化率=+18%）。



(2) 保有資産の業態別比較

a. 不動産の業態別比較

次に、本人が保有する資産の状況について、業態別の比較を行う（表10-2、図10-2）。

表10-2 不動産平均額の変化率と平均変化率(申立時～第5回報告以降)

	変化率	平均変化率
全体	-50.7%	-13.2%
親族	-68.3%	-20.5%
専門職	-43.3%	-10.7%
社協	-47.6%	-12.1%
NPO	-54.5%	-10.7%

まず、本人が保有している不動産の平均額とその推移について見てみる。

後見開始申立時における本人の所有不動産の平均額は約870万円であるが、親族後見と社会福祉協議会による後見の場合、本人所有の平均不動産額はともに約1千万円であり、全業態の平均額を約2割上回っていた。他方、専門職後見における平均不動産額が約500万円、NPOにおけるそれが約200万円であり、

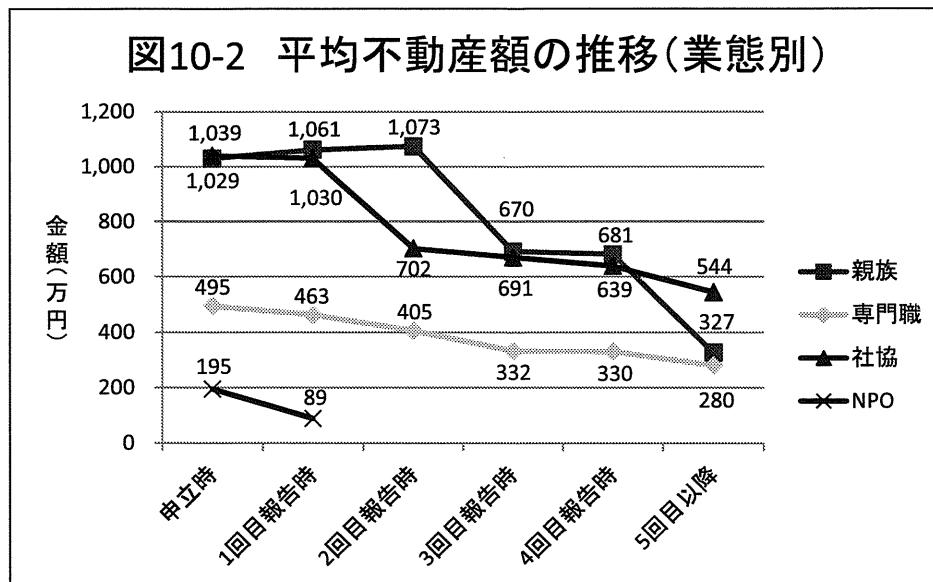
いずれも全業態の平均額を大きく下回っていた（専門職が約4割、NPOが約8割下回っていた）。

このような申立時の所有不動産の状況は、後見開始後、次のように変化していた。

まず親族後見と社協による後見においては、後見開始後（特に2、3回目の報告時において）本人の不動産売却が行われることなどによって、いずれも平均不動産額が大きく減少している。このうち親族後見においては、申立時から第5回報告以降にかけて、平均不動産額がおよそ7割弱減少して約330万円になり、また社協による後見においては、同期間の間に平均不動産額が5割弱減少して約540万円になり、さらに専門職後見においては、同期間の間に平均不動産額がおよそ4割減少して280万円になっている。（なお、NPOによる後見については、2回目報告以降の不動産に関するデータが欠損しているため、その変化の様子は不明である。）

以上をまとめると次のようになる。

すなわち、各業態の後見いずれにおいても、後見開始後（多くの場合開始から2～3年以内）に本人の不動産が売却されることが多く、その結果所有不動産が大きく目減りしているが（最終的に不動産はおよそ半減）、親族と社協による後見においてはその変動が比較的大きいのに対し、専門職後見においてはその変動の度合いが比較的穏やかであった。



b. 金融資産の業態別比較

次に、本人が保有している金融資産の平均額とその推移について、業態別に比較してみたい（表10-3、図10-3）。

表10-3 金融資産平均額の変化率と平均変化率(申立時～第5回報告以降)

	変化率	平均変化率
全体	11.0%	2.1%
親族	9.6%	1.8%
専門職	9.8%	1.9%
社協	4.7%	0.9%
NPO	90.1%	13.7%

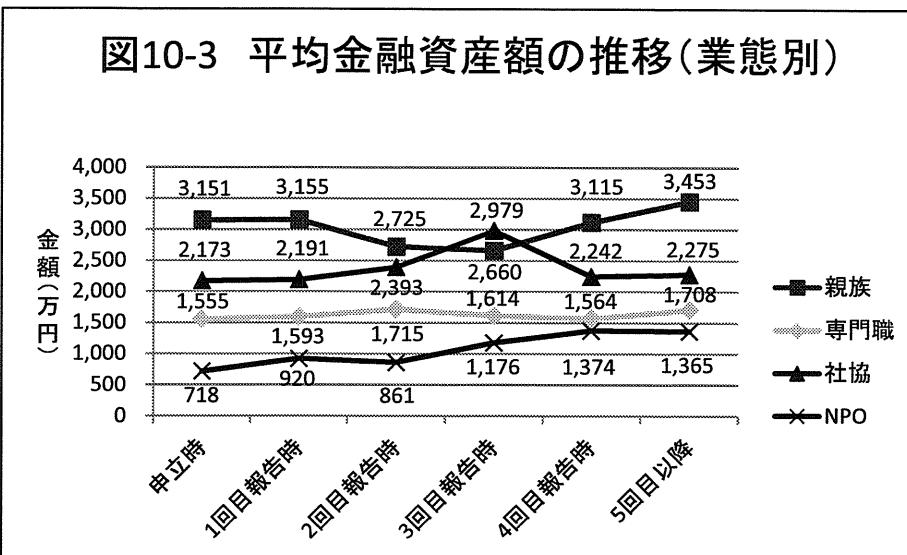
後見開始申立時における本人の金融資産の平均額は約2千百万円であるが、親族後見における平均金融資産額は約3千2百万円で、社協による後見のそれが約2千2百万円であり、いずれも全業態の平均額を上回っていた。他方、専門職後見における平均金融資産額が約1千6百万円、NPOにおけるそれが約720万円であり、いずれも全業態の平均額を下回っていた。

このような所有金融資産の状況は、後見開始後、次のように変化していた。

すなわち、すべての業態の後見において、後見開始後（特に2、3回目の報告時期において）本人の不動産売却益収入などによって、いずれも平均金融資産額がある程度増加していた。このうち親族後見においては、申立時から5回目以降の報告時にかけて、平均金融資産額が2割強増加して約3千5百万円になり、社協による後見においては、同期間の間に、平均金融資産額が約3%減少して約2千3百万円になり、また専門職後見においては、同期間の間に平均金融資産額が1割強減少して約1千7百万円に、さらにNPOによる後見においても、同期間の間におよそ9割増加して約1千4百万円になっている。

以上をまとめると次のようになる。

すなわち、①4つの業態の後見いずれにおいても、後見開始後に本人の不動産が売却されることが多い、その売却益などによって金融資産額は増加している、②親族以外の後見においては、後見開始後2～3年以内（2、3回目の報告時）に不動産が売却されるなどして金融資産が大きく増える傾向にある、③なかでも特に社協は、2、3回目の報告の時期に不動産売却を行うケースが多い、④他方、親族後見においては、後見開始後すぐに積極的に不動産売却が行われて金融資産が急増するということはない。



c. 全資産の業態別比較

最後に、本人が保有している全資産の平均額とその推移について、業態別に比較してみる（表10-4、図10-4）。

表10-4 全資産平均額の変化率と平均変化率(申立時～第5回報告以降)

	変化率	平均変化率
全体	-7.1%	-1.5%
親族	-10.1%	-2.1%
専門職	-3.0%	-0.6%
社協	-12.2%	-2.6%
NPO	49.5%	8.4%

後見開始申立時における本人の全資産の平均額は約3千万円であるが、親族後見における全資産平均額は約4千2百万円で、社協による後見のそれが約3千2百万円であり、いずれも全業態の平均額を上回っていた。他方、専門職後見における全資産平均額が約2千万円、NPOにおけるそれが約900万円であり、いずれも全業態の平均額を大きく下回っていた。

このような総資産の状況は、後見開始後、次のように変化していた。

すなわち、すべての業態の後見において、後見開始後、総資産は比較的安定的に推移しており急激な変動は見られなかった。これは、後見開始後の支出増大（本人の施設入居費用等）による資産の目減りを、不動産売却などによって補填した結果、全体として資産の大幅な減少が避けられたことによるものと考えられる。

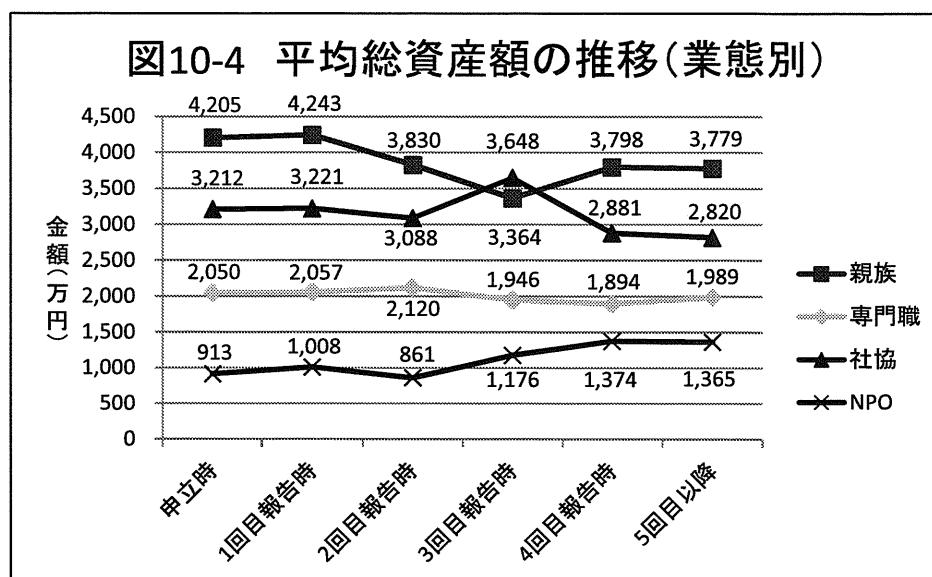
具体的に、各業態における総資産の推移は次のようである。

親族後見においては、申立時から第5回報告以降にかけて、全資産平均額が約1割減少して約3千8百万円になり、社協による後見においては、同期間の間に、全資産平均額が1割

強減少して約2千8百万円になり、また専門職後見においては、同期間の間に全資産平均額が若干減少して約2千万円に、さらにNPOによる後見においては、同期間の間に全資産平均額が約5割増加して約1千4百万円になっている。

以上をまとめると次のようになる。

すなわち、①4つの業態の後見いずれにおいても、総資産額は安定的に推移しており、特に大きな変動はみられない（申立時と第5回報告以降の総資産額を比較しても大きな減少は見られず、このことは各業態の後見人等による財産管理の成果とみることができよう）、②4つの業態の中では、親族後見における総資産の平均額がもっとも高く、高齢者世帯（無職）の総資産平均額と同程度の金額となっている、③親族以外の業態における総資産平均額は、高齢者世帯（無職）のそれをいずれも大きく下回っている（これは、親族以外の業態による後見は、その大半が親族のサポートを受けるのが困難な本人を対象としており、一般にそのような世帯の資産は高齢者世帯（無職）に比べて低い傾向にあることに起因すると考えられる）。



(3) 金融資産と不動産の内訳と推移

a. 金融資産の内訳と推移

次に、本人が保有する金融資産の内訳とその推移について見てみる。

まず、金融資産の平均額（全期間の平均額）の内訳を、高齢者世帯（無職）（「主な年間収入が年金等である2人以上の世帯」）と比較しつつ見てみる（表10-5、図10-5）。

被後見人世帯における金融資産の各要素の金額とその構成割合は、「預貯金・現金」が約1千9百万円（全体の構成比84%）、「株式・債権等」が約300万円（同13%）、「保険」が約80万円（同4%）、「負債」が約-30万円（同一-2%）であった。

他方、高齢者世帯（無職）における金融資産の各要素の金額とその構成割合をみると、「預貯金・現金」が約1千3百万円（構成比

表10-5 金融資産の各要素の構成比率の比較

	高齢者世帯 (無職)	被後見人世帯
預貯金・現金	64%	84%
株式・債権等	17%	13%
保険	18%	4%
負債	-4%	-2%

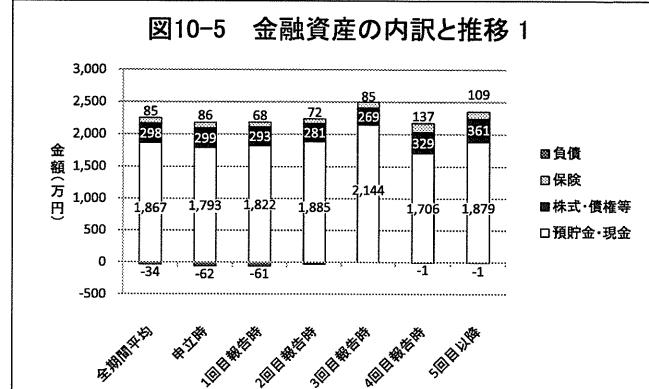
64%）、「株式・債権等」が約340万円（同17%）、「保険」が約370万円（同18%）、「負債」が約-70万円（同一4%）となっている（総務省、「全国消費実態調査（2009年）」）。

このように、被後見人世帯の金融資産は、高齢者世帯（無職）のそれと比べると、全体として約12%多く、またその内訳を見ると「保険」の保有割合が低く、その分「預貯金・現金」の保有割合が高いことが分かる。

次に、被後見人世帯における金融資産の推移（申立時から第5回報告以降にかけての変化）について見てみる（表10-6、図10-6）。

表10-6 金融資産平均額の変化率と平均変化率（申立時～5回目報告以降）

	変化率	平均変化率
預貯金・現金	4.8%	1.0%
株式・債権等	20.6%	3.8%
保険	26.8%	4.9%
負債	98.6%	-57.2%



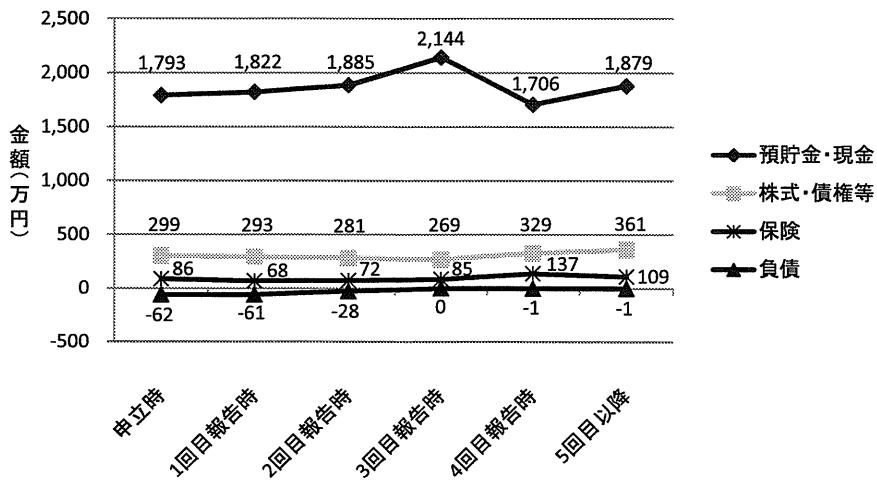
後見申立時における金融資産の構成を見ると、全体に占める割合がもっとも大きい要素は「預貯金・現金等」であり、その平均的な金額は約1千8百万円（構成比率84%）であった。次いで「株式・債権等」が約300万円（同13%）、「保険」が約90万円（同4%）と続き、さらに「負債」が約-60万円（同一2%）であった。

後見開始後、第5回報告以降にかけて、金融資産は全体で1割強増加している。その構成要素としては、「預貯金・現金等」が約5%増加して約1千9百万円（構成比率80%）に、「株式・債権等」が2割強増加して約360万円（同15%）に、続いて「保険」が3割弱増加して約110万円（同5%）に、さらに「負債」がほぼすべて返済されて約-1万円（同一0.04%）になっている。

以上をまとめると次のようになるだろう。

すなわち、①被後見人の金融資産は、「預貯金・現金等」によってそのほぼ8割が構成されている、②金融資産は、後見開始後に全体的に増加するとともに、その各要素（「預貯金・現金等」など）も同様に増加している、③特に2、3回目の報告時期に、不動産売却等によって「預貯金・現金等」が大きく増加している（上記のことから、金融資産の増加は本人の総資産全体が増加したことを意味するのではなく、単に不動産売却等によってその分（不動産が減った分）金融資産が増加した結果に過ぎないと理解すべきである）、④「株式・債権等」と「保険」は、大きな変動もなく、なだらかな増加傾向にある、⑤負債は、後見開始後、比較的早い段階でそのほとんどが返済されている。

図10-6 金融資産の内訳と推移 2



b. 不動産の内訳と推移

続いて、本人が保有する不動産の内訳とその推移について見てみる。

まず、不動産の平均額（全期間の平均額）の内訳を、一般的高齢者世帯（世帯主が65歳以上の2人以上の世帯）と比較しつつ見てみる（表10-7、図10-7）。

表10-7 不動産の各要素の構成比率の比較

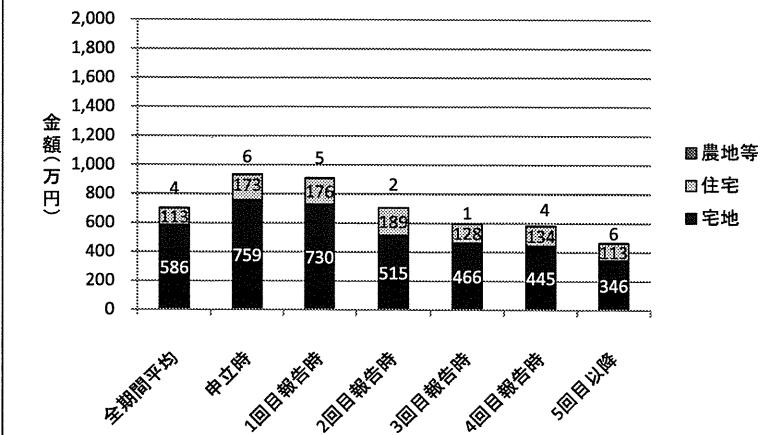
	一般的高齢者世帯(万円)	被後見人世帯(万円)
宅地等	85%	84%
住宅	15%	16%

被後見人世帯における不動産の各要素の金額とその構成比率は、「宅地等（宅地+農地等）」が約590万円（構成比率84%）、「住宅」が約110万円（同16%）であった。

他方、一般的高齢者世帯における不動産の各要素の金額とその構成割合をみると、「宅地等」が約3千百万円（構成比85%）、「住宅」が約570万円（同15%）となっている（総務省、「全国消費実態調査（2009年）」）。

このように被後見人世帯の不動産平均額は、一般的高齢者世帯のそれと比べると全体として非常に低い水準（約2割程度）にあるが、その内訳を見ると、「宅地等」と「住宅」の構成比率は両世帯ともほぼ同じであり、いずれも宅地等（要するに土地）がそのほとんどを占めていることが分かる。

図10-7 不動産の内訳と推移 1



次に、被後見人世帯における不動産平均額の推移（申立時から第5回報告以降にかけての変化）について見てみる（表10-8、図10-8）。

表10-8 不動産平均額の変化率と平均変化率(申立時～第5回報告以降)

	変化率	平均変化率
宅地	-54%	-15%
農地等	-3%	-1%
住宅	-35%	-8%

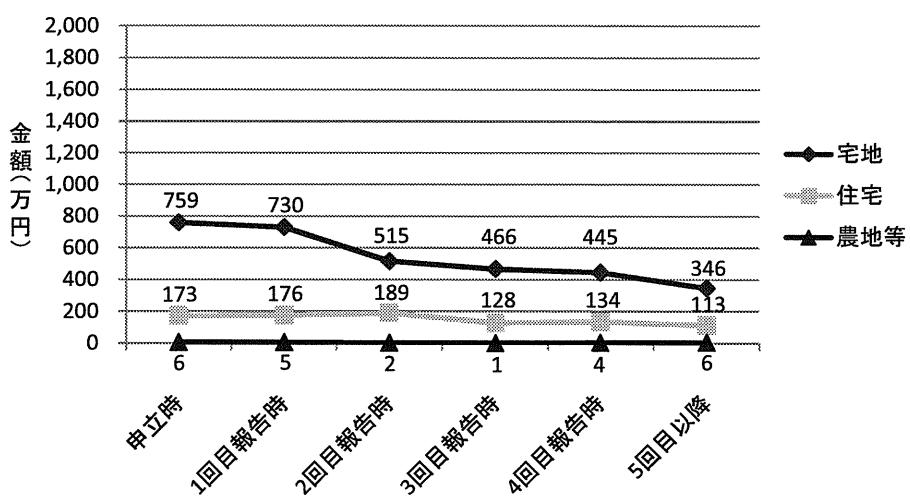
後見申立時における不動産の構成を見ると、全体に占める割合がもっとも大きい要素は「宅地」であり、その平均額は約760万円（構成比率81%）であった。次いで「住宅」が約170万円（同18%）、そして「農地等」が約6万円（同1%）であった。

後見開始後、第5回報告以降にかけて、不動産平均額は全体で半減している。その構成要素の割合としては、「宅地」が約5割減少して約350万円（構成比率74%）に、「住宅」が3割強減少して約110万円（同24%）、そして「農地等」は3%減少して約6万円（同1%）になっている。

以上をまとめると次のようになるだろう。

すなわち、①被後見人世帯の不動産平均額は、一般的高齢者世帯のそれの2割程度の水準に過ぎない（このことは、被後見人世帯の不動産所有額がもともと低いことに加えて、後見開始後に、施設入居等の目的で、被後見人の不動産が売却される場合が多いことに大きな要因があると考えられる）、②保有不動産のほとんど（8割以上）は宅地によって構成されている、③後見開始後（特に2、3回目報告の時期に）、被後見人の所有不動産（特に宅地）は売却されるケースが多く、それにより不動産は半減するまでに目減りする、④一方で、「住宅」は大きく急減することもなく、ゆるやかな減少傾向にある。

図10-8 不動産の内訳と推移 2



(4) 本人の保有資産全体の割合とその変化

次に、本人が保有する資産全体について、各構成要素の割合とその変化について見てみる（図10-9）。

まず、各構成要素の資産総額に対する割合（後見全期間の平均）についてみると、「預貯金・現金等」が全体のおよそ6割強で、資産総額のもっとも大きな部分を占めており、次いで「宅地」が2割、「株式・債権等」が約1割、「住宅」が4%、「保険」が3%などとなっている（金融資産と不動産の比率=76:24）。

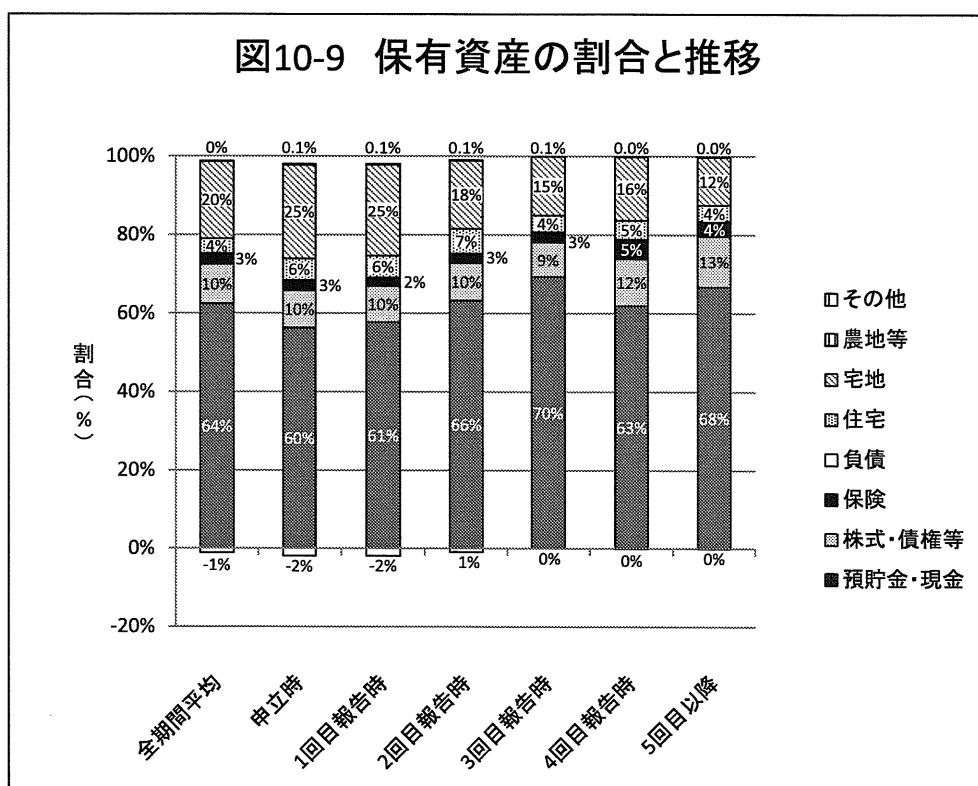
次に、後見開始申立時における、各構成要素の資産総額に対する割合についてみると、「預貯金・現金等」が全体のおよそ6割で、次いで「宅地」が2割強、「株式・債権等」が約1割、「住宅」が6%などとなっている。また、資産総額に占める金融資産と不動産の割合は、およそ7:3となっている。

そして後見開始後、第5回報告以降にかけて、この資産構成の割合は次のように変化する。

資産総額に占める金融資産と不動産の割合の変化についてみると、金融資産が14ポイント増加して85%に、逆に不動産が14ポイント低下して15%になっている。そして、各構成要素の資産総額に対する割合の変化についてみると、「預貯金・現金等」が8ポイント増加して68%に、次いで「株式・債権等」が3ポイント増えて13%に、また逆に「宅地」が13ポイント減少して12%に、「住宅」が2ポイント低下して4%などとなっている。

以上のことから見えてくる本人の資産全体の特徴をまとめると、次のようになるだろう。

すなわち、①「預貯金・現金等」が、本人の資産の主要部分（全体の6～7割）を占めている、②後見開始後（特に、2、3回目の報告時期において）、「宅地」が大きくその比率を低下させ（ほぼ半減）、その低下した分、「預貯金・現金等」が増えている、③「負債」の比率は最大で-2%程度であり、その比率は比較的小さい。



(5) 資産の変化率の推移

a. 資産の変化率（申立時比）の推移

本人の所有資産における全般的な変化の状況について見てみる。

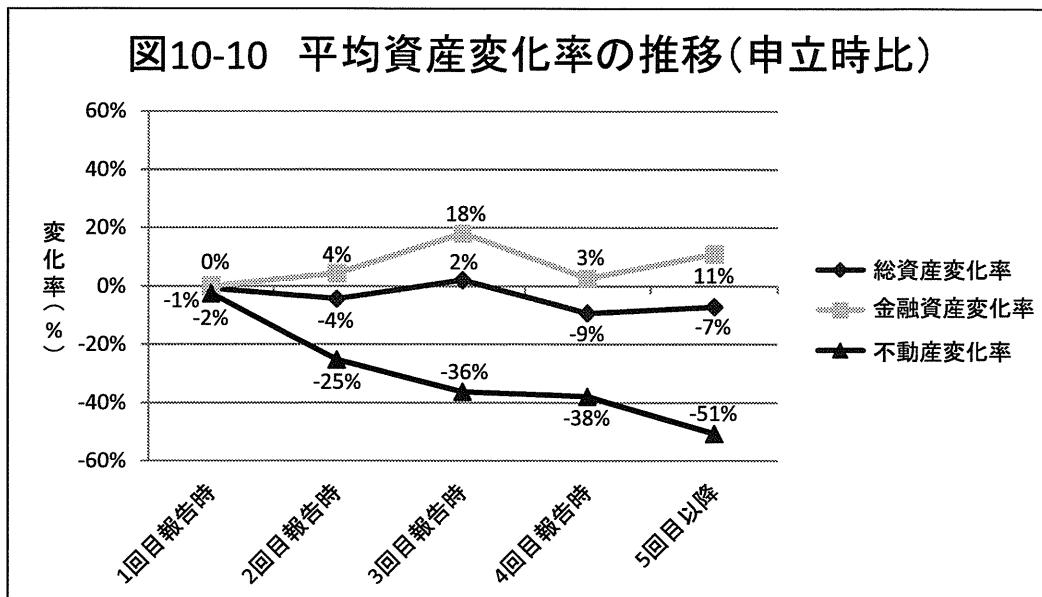
まず、平均資産額の変化率（申立時と比較した変化率）の推移についてである（図 10-10）。

はじめに不動産についてみると、不動産平均額は申立時に比べて、第 2 回報告時に -25% 低下し、次の第 3 回報告時にさらに -36%まで低下して、最終的にはほぼ半減している。

次に金融資産についてみると、不動産の減少にともない、第 2 回報告時に 4% 増加し、次の第 3 回報告時にさらに 18%まで増え、最終的に 11%の増加となっている。

最後に総資産額についてみると、不動産の減少と金融資産の増加により相殺される形で大きな変動もなく最後まで安定的に推移している（変化率の幅は -9%～2% の間にとどまる）。

以上のことから、（そもそも収入が不足している分を）不動産売却等によって補い、それで金融資産を増加させることによって、結果として資産全体が急激な増減（特に急な減少）もなく安定的な変化になっていることが分かる。



b. 資産の変化率（前回報告時比）の推移

続いて、本人保有資産の変化率（前回報告時との比較）の推移について見てみる（図 10-11）。

まず不動産についてみると、第 1 回報告時にはほとんど変化が無いが、第 2 回報告時に大きく減少し（前回報告時比 -23%）、次の第 3 回報告時に引き続き減少を続け（同一 -15%）、第 4 回報告時に減少率は縮小するが（同一 -3%）、最終的にまた大きく減少している（同一 -21%）。

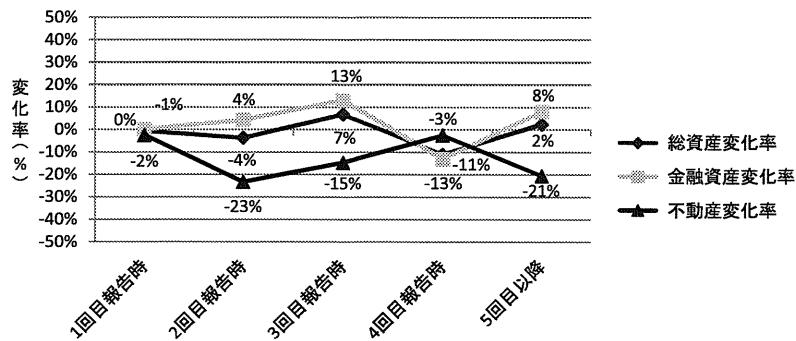
次に金融資産についてみると、第 1 回報告時にはやはりほとんど変化が無く、第 2 回報告時に少し増加し（前回報告時比 +4%）、次の第 3 回報告時にさらに大きく増加を続け（同一 +13%）、第 4 回報告時に減少に転じるが（同一 -13%）、最終的にまた大きく増加している（同一 +8%）。

最後に全資産についてであるが、全資産の変化率の推移は金融資産のそれにはほぼ連動しており、かつ金融資産の変化に比べてその程度は穏やかである。

以上をまとめると次のようになる。

すなわち、①本人保有資産は、第1回報告時にはほとんど変化しない、②不動産は第2回、第3回報告時に連続して大きく減少し、第5回報告以降にも再び減少傾向となる、③金融資産は不動産とほぼ逆の動きをし、不動産が減少すればその分増加する、④総資産は、金融資産の変化にはほぼ連動して変化する（ただしその変化は金融資産より穏やかである）。

図10-11 平均資産変化率の推移(前回報告時比)



(6) 資産総額の分布状況

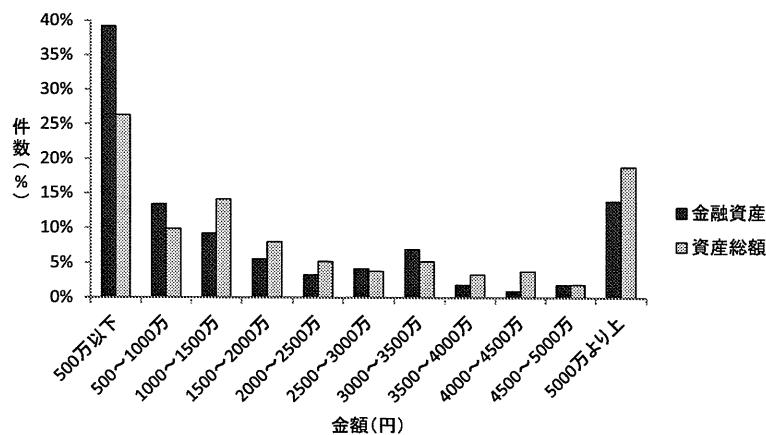
最後に、本人の資産額の分布状況について見てみる。

まず、後見申立時における本人の資産額の分布状況についてである（図10-12）。

はじめに金融資産についてみると、5百万円以下の資産の人が全体の約4割を占めており、また逆に5千万円以上の人のが、全体の1割強を占めていた。

次に総資産についてみると、5百万円以下の資産の人が全体の3割弱を占めており、また逆に5千万円以上の人のが、全体のおよそ2割弱を占めていた。この総資産（ならびに金融資産）のばらつきは非常に大きく（標準偏差=約4千百万）、その最高額は約2億4千万円であり、逆に最低額は約-210万円であった。

図10-12 総資産額の分布(申立時)



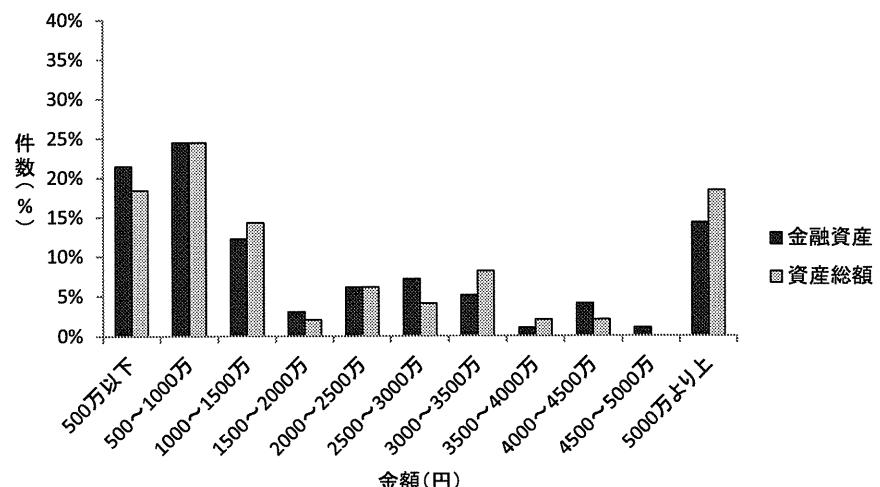
続いて、第5回報告以降における本人の資産額の分布状況について見てみる（図10-13）。

第5回報告以降においては、申立時と異なり、金融資産と総資産はほぼ同じような分布状況を示していた。いずれも5百万円以下の人全員の約2割を占めており、さらに500~1000万円の人が2割強で、また逆に5千万円以上の人全員の2割弱を占めていた。第5回報告以降においても、総資産（ならびに金融資産）のばらつき（標準偏差）は、申立時ほどではないがかなり大きかった。

以上をまとめると次のようになる。

①本人の保有資産は、あまり資産を持っていない比較的貧しい層と、逆に多額の資産を有する豊かな層の2つに大きく分かれている（特に申立時）、②各個人の保有資産額のばらつき（標準偏差）はかなり大きい、③この保有資産額のばらつき（保有資産の格差）は、後見開始後に小さくなっていく傾向にある。

図10-13 総資産額の分布(5回目報告以降)



11. 本人の収支の状況

(1) 収支等の全般的状況

本人の収支等（収入、支出、収支）の状況について概観する。

まず、本人の収支等の全般的状況について見てみる。その際、日本の高齢者世帯（無職（あるいは主な年間収入が年金等である世帯）の高齢者を対象とする）と比較しつつ検討してみたい（表11-1）。

被後見人等の世帯における平均的な1年間の収支等を見ると、収入、支出ともに約310万円で、収支が約-1万円とわずかながら赤字となっている。

その一方で、日本の高齢者世帯（無職）（=「世帯主が65歳以上で無職の世帯」）における平均的な1年間の収支等を見ると、収入が約250万円、支出が約270万円で、収支が約-24万円の赤字となっている（総務省、「家計調査（2009年）」）。

被後見人世帯と高齢者世帯（無職）における収支等は、どちらも似たような構造となっているが、被後見人世帯の方が収入・支出ともに多く、収支もほぼ均衡している。しかしこのことは、被後見人世帯の方が裕福であることを示しているわけではない（実際、被後見人世帯の所有資産は高齢者世帯（無職）よりも低い水準にある）。

次に、被後見人と高齢者世帯（無職）における収入（年間平均額）の内訳について見てみる（表11-2、表11-3）。

被後見人の収入において最も大きな要素となっているのは「年金等」（年金、恩給、福祉給付金、医療・介護還付金等をあわせたもの（=社会保障給付））であり、約150万円（全体の構成比率、約48%）となっている。続いて「特別な収入」（不動産売却、保険金受領、遺産相続等による収入）が約90万円（同、約29%）、さらに「財産収入」（賃料、利子、配当等）が約50万円（同、約15%）などとなっている。

他方、高齢者世帯（無職）の収入において最も大きな要素は、被後見人世帯と同じく「年金等」であり、約200万円（構成比率、約81%）となっている。次いで「特別な収入」が約22万円（同、

表11-1 高齢者世帯（無職）と被後見人世帯の収支等の比較

	高齢者世帯 (無職) (万円)	被後見人世帯 (万円)
収入	248	306
支出	272	307
収支	-24	-1

（注）高齢者世帯（無職）の「収入」は、実収入に実収入以外の受取りの一部（=特別な収入）を加えたものである。

表11-2 高齢者世帯（無職）と被後見人世帯の収入の比較

	高齢者世帯 (無職) (万円)	被後見人世帯 (万円)
収入（合計）	248	306
年金等	202	147
稼働所得	14	2
財産収入	3	44
特別な収入	22	88
その他	8	25

表11-3 高齢者世帯（無職）と被後見人世帯の収入の構成比率

	高齢者世帯 (無職) (%)	被後見人世帯 (%)
年金等	81.4%	47.9%
稼働所得	5.5%	0.7%
財産収入	1.1%	14.4%
特別な収入	8.9%	28.9%
その他	3.0%	8.2%

約9%)、さらに「稼働所得」(給与、農業収入等)が約14万円(同、約6%)などとなっている(総務省、「家計調査(2009年)」)。

両者の収入の構造を比べると、被後見人世帯は、高齢者世帯(無職)よりも「年金等」の収入が少なく、その少ない収入を「特別な収入」(特に不動産売却)によって補填している状況が見て取れる。

次に、被後見人と高齢者世帯(無職)における支出(年間平均額)の内訳について見てみる(表11-4、表11-5)。

被後見人の支出において最も大きな要素となっているのは「介護費」(居宅介護や施設費用など)であり、約150万円(全体の構成比率、49%)となっている。続いて「その他」(諸雑費など)が約60万円(同、約20%)、さらに「生活費」(食費、住居費など)が約40万円(同、約14%)などとなっている。

他方、高齢者世帯(無職)の支出において最も大きな要素は「生活費」であり、約170万円(構成比率、約63%)となっている。次いで「その他」が約39万円(同、約14%)、さらに「介護費」が約21万円(同、約8%)などとなっている。

両者の支出の構造を比べると、被後見人世帯は相対的に「介護費」の支出が多く、対して高齢者世帯(無職)は「生活費」の支出が多くなっている。このことは、被後見人は介護施設等に入居しているケースが多く、施設費用(介護費)がかさむのに対して、高齢者世帯(無職)は相対的に自宅居住者が多く、それにより居住費を含む生活費の支出が大きくなっていることが主な要因であると考えられる。

以上をまとめると次のようになるだろう。

被後見人世帯は、一般に介護施設等への入居率が高いため、介護費(特に施設費用)が支出の半分近くを占めている。だが、収入のおよそ半分を占めている年金等の収入だけでそれを賄うことができず、不動産売却等を通じた特別な収入によってその不足分を穴埋めしている場合が多い。その結果として、支出、収入ともに、一般の高齢者世帯(無職)のそれを少し上回る水準となり、収支もかろうじて健全性を保つことができている。

その一方で高齢者世帯(無職)は、介護施設等への入居率が相対的に低く、自宅での生活費が支出の約6割を占めている。その支出を賄うのは、もっぱら決して十分な額とはいえない年金等であり、これが収入のほとんど(8割強)を占めている。その結果として、収入と支出の水準は、被後見人世帯のそれを少し下回る水準となり、収支は若干の赤字となっている。

表11-4 高齢者世帯(無職)と被後見人世帯の支出の比較

	高齢者世帯 (無職)(万円)	被後見人世帯 (万円)
支出(合計)	272	307
生活費	170	42
医療費	15	30
介護費	21	149
保険料	15	9
税金	12	15
その他	39	62

表11-5 高齢者世帯(無職)と被後見人世帯の支出の構成比率

	高齢者世帯 (無職)(万円)	被後見人世帯 (万円)
生活費	62.5%	13.8%
医療費	5.5%	9.9%
介護費	7.7%	48.6%
保険料	5.5%	3.0%
税金	4.5%	4.8%
その他	14.3%	20.0%

(2) 収支等の推移の全般的状況

次に、本人の収支等の推移（後見開始後の変化の状況）について見てみる（表11-6、図11-1）。

後見開始申立時における本人の平均的な収入は約190万円であり、また支出が約210万円、収支が差し引き約-20万円であった。

そして後見が開始された後、この収支等は、第2、3回目の後見事務報告の時期にいずれも急増する傾向にある。特に第1回目から2回目の報告にかけての増加幅が大きく、収入は約3倍（変化率207%）、支出は約2倍（同90%）に急増し、その結果として、収支は赤字から黒字へ（約-50万円から約120万円へ）と大きく改善している。これは、後見開始後、本人が施設等へ入所するケースが多く、その際入居費等の多額の出費がかさみ、その費用等を捻出するために行われる不動産売却などによって大幅に収入が増加し、結果として収支が改善することによるものと考えられる。

だが第2回報告以降は、収入、支出ともに急速な下落傾向を示しており、第2回目から第5回報告以降にかけて、収入は約7割減少、支出は約4割減少し、その結果、収支は黒字から赤字へ（約120万円から約-110万円へ）と大きく悪化している。

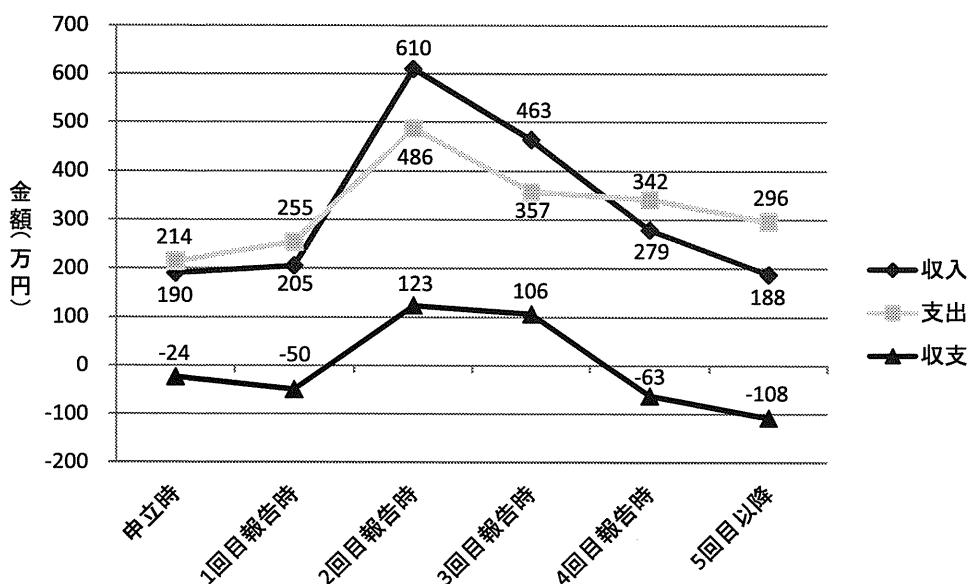
以上をまとめると、次のようになる。

すなわち、①申立時から第1回報告時にかけては、収支等はほとんど変化しない、②第2回報告時に収入と支出が急増し（施設入居や不動産売却などによる）、その結果、収支が大きく改善する、③その後、収入と支出は急速に減少し、収支は再び赤字へと転落する、④このように後見における収支は基本的に赤字傾向にあり、これを特別な収入（特に不動産売却）により補填することによって、なんとか大幅な赤字化が避けられている。

表11-6 本人の収支等の変化率と平均変化率（申立時～第5回報告以降）

	変化率	平均変化率
収入	-1.3%	-0.3%
支出	38.3%	6.7%
収支	-357.0%	-35.5%

図11-1 収支額等の推移



(3) 収支等に関する業態別比較

a. 収支等の全般的な業態別比較

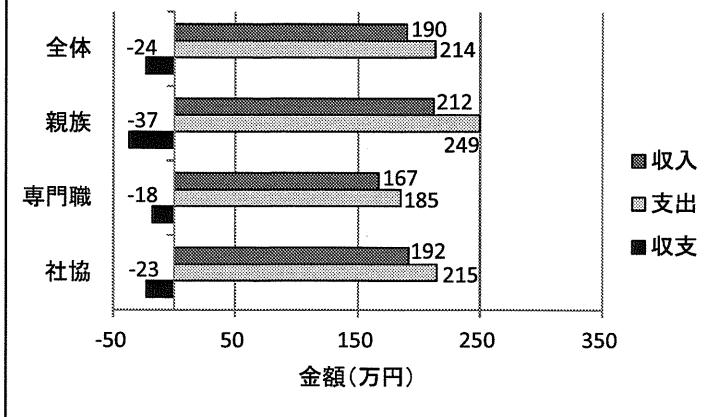
続いて、収支等の状況に関する業態別の比較を行う。

まず、収支等の全般的な状況について各業態を相互に比べてみる（各業態の中でNPOについては、収入、支出、収支のデータが得られなかつたので、ここでは扱わない）。

本人の収支等について全業態の平均金額を見ると、収入が約190万円、支出が約210万円で、収支が差し引き約-20万円であった（図11-2）。各業態ともに、収入や支出の金額は、一般的な高齢者世帯（無職）の水準に及ばず、また各業態すべてにおいて収支は赤字であった。

各業態のうち、収入、支出、収支のいずれも平均額を上回っているのが親族後見であり、親族後見において扱われるフローの金額が他の業態に比べて大きいことが示されている。逆に、収入、支出、収支のいずれも平均を下回っているが専門職後見であり、専門職後見において扱われるフローの金額が他の業態に比べて少ないことが分かる。また社協については、収入、支出、収支のいずれも平均に近い金額となっている。

図11-2 収支等の業態別比較



b. 収入の推移の業態別比較

次に、収入の平均額とその推移について見てみる（表11-7、図11-3）。

後見開始申立時における本人の1年間の収入の平均額は約190万円であるが、これに対して親族後見における収入は約210万円、専門職のそれが約170万円、社協が約190万円であり、いずれの業態の収入額も平均からの偏差（ばらつき）は小さかった。

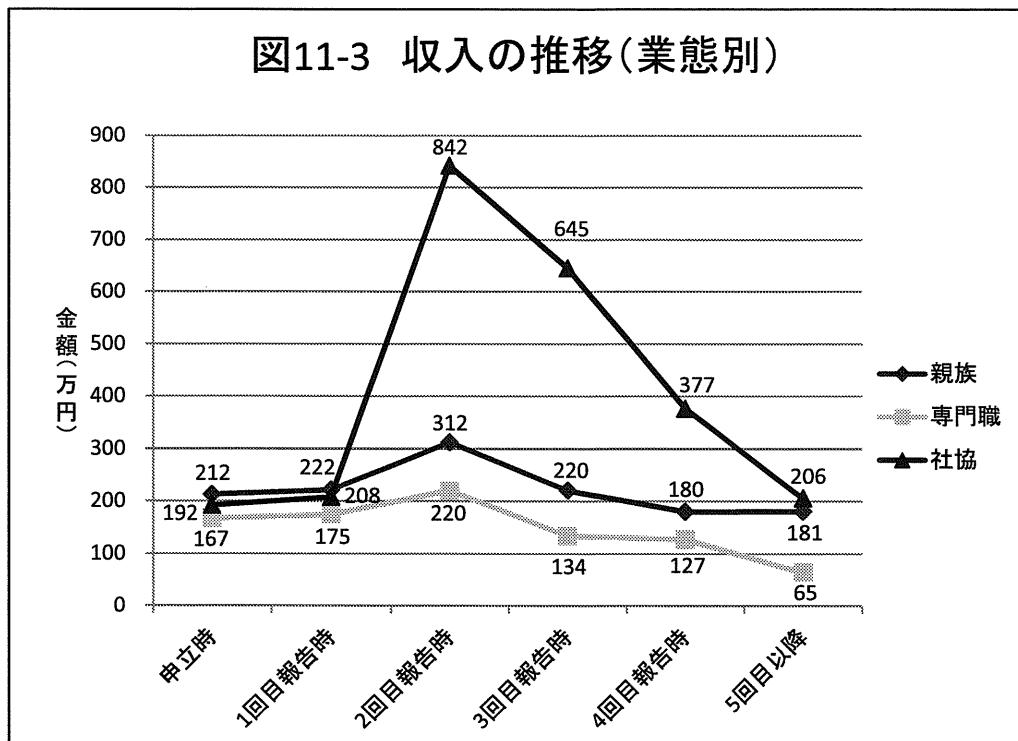
後見開始後、第1回報告から第2回報告時にかけて、いずれの業態においても収入は大きく増加しているが、なかでも特に社協においては、収入が約4倍に急増している。その後は、どの業態においても収入額は徐々に減少しているが、特に社協においては、第2回報告時から第5回報告以降にかけて、8割近く収入が落ち込んでいる。

表11-7 収入の変化率と平均変化率
(申立時～第5回報告以降)

	変化率	平均変化率
全体	-1.3%	-0.3%
親族	-15.0%	-3.2%
専門職	-61.4%	-17.3%
社協	7.1%	1.4%

上記のように収入に関して、社協が他の業態に比べて特異な傾向（収入の急増と急減）を示している。これは社協が持つ次のような特徴によるところが大きいと考えられる。

すなわち、①本人が親族のサポートをほとんど得られないような案件を扱うことが多い、②そうであるがゆえに、在宅で世話をすることが難しい本人を、後見開始後、施設に入居させるケースが多い、③将来的な資金繰り（施設居住費用の充当など）の観点から、後見開始後2～3年以内に本人の不動産を売却して、本人の金融資産を厚くしようとする傾向が強い、といった特徴である（ここで示した特徴は、基本的に第三者後見全般に当てはまるものであるが、社協においてとりわけその傾向が強いといえる）。



c. 支出の業態別比較

次に、支出の変化の状況について各業態間の比較を行う。

まず、支出の平均額とその推移について見てみる（表11-8、図11-4）。

後見開始申立時における本人の1年間の支出の平均額は約210万円であるが、これに対して親族後見における本人の支出は約250万円、専門職のそれが約190万円、社協が約220万円であり、いずれの業態の支出額も平均にかなり近い金額であった。

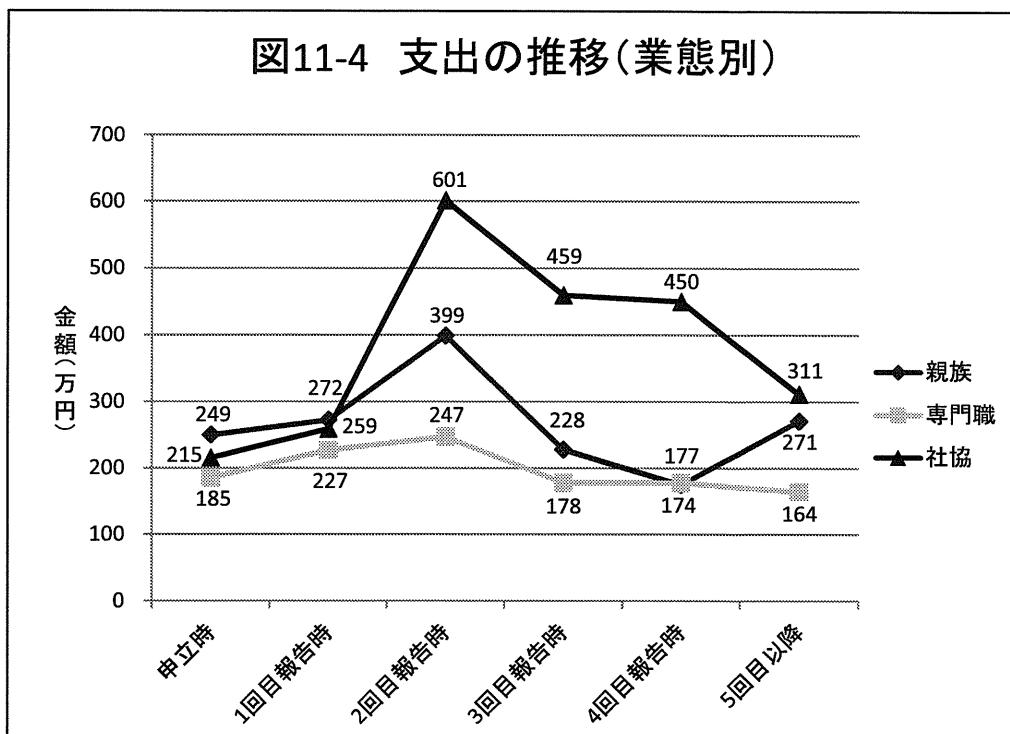
後見開始後、収入の場合と同様に、第1回報告から第2回報告時かけて、すべての業態において支出は大きく増加している。なかでも特に大きいのがやはり社協であり、同期間にその支出は2.3倍に急増している（同様に、親族の支出も1.5倍に大きく増えている）。その後は、どの業態においても支出額は大きく減少しているが、特に社協においては、第2回報告時か

**表11-8 支出の変化率と平均変化率
(申立時～第5回報告以降)**

	変化率	平均変化率
全体	38.3%	6.7%
親族	8.5%	1.7%
専門職	-11.5%	-2.4%
社協	44.7%	7.7%

ら第5回報告以降にかけて、その支出額はおよそ半分に減っている。

このように、後見開始後、第2回報告の時期に支出が大きく増えているのは、既述の通り、施設入所にともなう入居金などの出費（さらに不動産を売却した場合は、それに必要な諸経費）がかさむケースが多いためである。



d. 収支の業態別比較

次に、収支の変化の状況について各業態間の比較を行う。

まず、収支の平均額とその推移について見てみる（表11-9、図11-5）。

後見開始申立時における本人の収支の年間平均額は約-20万円の赤字であるが、これに対して親族後見における本人の収支は約-40万円、専門職と社協のそれはどちらも約-20万円であり、いずれの業態の収支も赤字で、その金額は平均に非常に近い額であった。

後見開始後、先に見たように、第1回報告から第2回報告時にかけて、施設入居費等の出費を不動産売却等によって賄うことを通じて、収支の大幅な赤字化が回避されている。ただ社協だけは、不動産売却益等が、支出額を大きく上回っていることから、第2回から第3回報告にかけて大幅な黒字となっている。だが第5回報告以降は、いずれの業態においても、再び収支は赤字となっている。

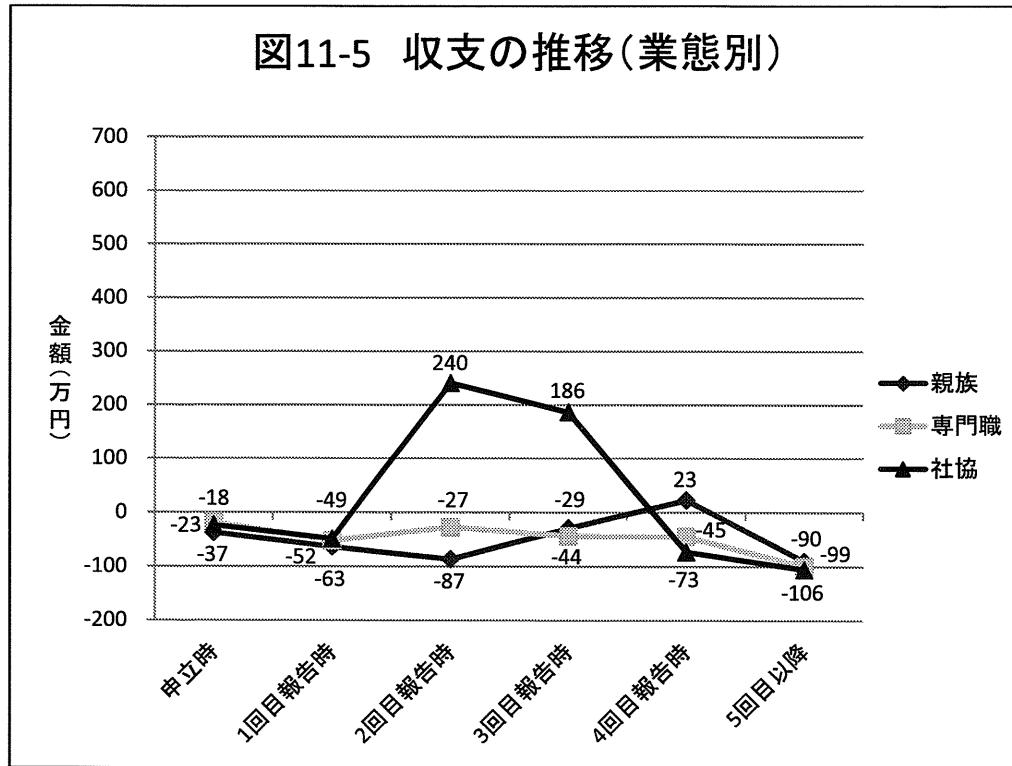
以上のことまとめると、次のようになるだろう。

①後見における本人の収支は、いずれの業態においても基本的に赤字構造である、②後見開始後（特に開始後2～3年以内）、本人の施設入居等にともなう大きな出費により、大幅に赤

**表11-9 収支の変化率と平均変化率
(申立時～5回目報告以降)**

	変化率	平均変化率
全体	-357.0%	-35.5%
親族	-141.4%	-19.3%
専門職	-448.0%	-40.5%
社協	-356.0%	-35.5%

字化してしまう可能性が高まる傾向にある、③その大幅な赤字化を回避し、施設費用等の長期的な支出に備えるために、本人の不動産が売却される場合が多い、④それにより大幅な赤字転落は避けられ、赤字ではあるが比較的安定的な収支の管理が行われている。



(4) 収入の内訳とその推移

a. 収入の各要素の推移

次に収入の内訳とその推移について見てみる。

まずここでは、収入の各要素の推移（後見開始後の変化）について概観する。

はじめに、収入の各構成要素の平均金額（後見全期間の平均）を見てみる（図 11-6）。

すると、収入のもっとも大きな比率を占めているのは「年金・恩給」であり、その平均額は約 140 万円で、続いて「特別な収入」（不動産売却や遺産相続など）が約 90 万円、さらに「財産所得」（利子や賃料など）が約 40 万円などとなっていた。

次に、収入の各要素の変化の状況について見てみる（図 11-7）。

後見申立時において、収入のもっとも大きな要素となっているのは「年金・恩給」であり、その 1 年間の平均額は約 130 万円であった。これに続くのが「財産所得」で、その平均額は約 40 万円であった。対して、これら以外の要素の収入額はいずれも相対的に非常に少なく、「その他」（諸雑費など）が約 5 万円、「医療・介護還付金」（高額療養費の還付金等）が約 4 万円、「稼働所得」（労働賃金や農業所得など）と「福祉給付」（生活保護費など）がともに約 3 万円となっていた。

そして後見開始以後、第 2、3 回目の報告時期にかけて急増しているのが「特別な収入」である。この「特別な収入」は、申立時に 0 円、第 1 回報告時に約 10 万円に過ぎないが、その後急激